

桶川北本IC周辺東部地区 開発地権者協議会 会報

第10号
令和8(2026)年3月



1 産業誘導地区の選定について

埼玉県では「埼玉県の持続的成長を支える産業づくり取組方針」に基づき、市町村の産業基盤づくりを重点的に支援する地区を**産業誘導地区**に選定します。

この度、農林調整の国との事前協議が完了したことを受け、令和8年3月12日に桶川北本IC東部地区が産業誘導地区に選定されました。

また、株式会社桶川総合開発と桶川市が「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針に基づく共同宣言」を行いました。この共同宣言は、地域社会の持続的成長に向けて、産業基盤づくりに取り組むことを宣言しています。

引き続き、県などの関係機関と連携しながら、早期の事業実現に向け連携して取り組んでまいります。

2 今後の手続きについて（令和8年3月時点）

産業誘導地区の指定を受けて、都市計画決定及び土地区画整理事業認可に向けて、法定手続きが開始されます。

今後のスケジュールの想定は以下のとおりです。各種手続き時期は想定のものであり、関係機関との協議により前後する可能性があります。

令和7年度	令和8年度	令和9年度
関係機関協議 など	都市計画変更手続き 住民説明会 など	都市計画の変更 土地区画整理事業開始

～ 開発事業者からのお知らせ ～

都市計画法に基づく手続きの開始にあたり、本地区の事業のスケジュールの見直しを行っております。スケジュールの詳細については、今後開催予定の地権者説明会等でご説明いたします。

説明会の開催に関しましては、地権者の皆様に開催通知をお送りいたしますので、内容をご確認いただき、ご出席くださりますようお願い申し上げます。

